

公園・公衆トイレの適正配置・改修計画について

1 計画策定の目的

板橋区では、平成 19 年度に公園・公衆トイレ改修の優先度について検討を行い、老朽化したトイレを順次移動円滑化対応のトイレ（以下、「誰でもトイレ」という。）に改修してきたが、「いたばし未来創造プラン『経営革新』編」に掲げる「社会経済情勢の変化に合わせた公共施設のあり方の見直し」を契機とし、公園・公衆トイレを板橋区全域に適正に配置するとともに、老朽化していくトイレの改修を計画的に実施することを目的として本計画を策定するものである。

2 計画の期間

「板橋区基本計画 2025」に併せて平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 か年とする。

3 対象の公園・公衆トイレ

平成 28 年 1 月の時点で板橋区内にある公園トイレ 220 か所（公園内に設置されている公衆トイレ 17 か所を含む。）及び公衆トイレ 14 か所を対象とする。

4 【公園・公衆トイレの適正配置計画】の概要

区内には「公園トイレ」と「公衆トイレ」があり、それぞれ設置されている意義が異なっているため、「公園トイレ」、「公衆トイレ」それぞれの特性に応じて配置計画を策定するものとする。

（1）公園トイレ

公園利用者に公園を快適に利用していただくため、原則として公園内には公園トイレを設置することとする。ただし、法令等により設置が制限される公園トイレがあるため、設置や撤去の方針を示し、適正な配置を確保する。

① 設置する上での制限

- ア 公園の建ぺい率が法令等の定めを超える場合
- イ 接道義務を満たしていない場合
- ウ 法令によらない諸条件により制約を伴う場合

② 公園トイレの配置の方針

- ア 新設の場合
新設公園の周辺 250mの範囲内に公園・公衆トイレがある場合、原

則として公園トイレの新設はしない。ただし、公園を新設する際、その公園の周辺に公園トイレのある面積の小さな公園が存在する場合には、既設の公園トイレを新設公園に移設することを検討する。

新設公園の周辺 250mの範囲内に既設の公園・公衆トイレがない場合は新設を検討する。

イ 既設の場合

現在設置されている公園トイレは引き続き維持管理を行う。ただし、公園トイレを設置する上での制限により再建築が困難な公園トイレは、老朽化して建て替えが必要になる等、大規模な修理が必要になった時点で順次撤去を行う。

ウ 本計画期間中の 10 年間に撤去する予定の公園トイレは、次の 3 か所とする。

- 1 「若木児童遊園」：接道義務を満たしていない
- 2 「舟渡四丁目児童遊園」：長期閉鎖中
- 3 「前谷津川緑道（徳丸三丁目 39 番先）」：長期閉鎖中

(2) 公衆トイレ

公衆トイレは、多くの人が集まる場所に設置することが望ましい。本計画では、公衆トイレの有効活用という視点から、「災害」と「観光」に重点を置くこととした。

検討の結果、現在設置されている公衆トイレについては、適正に配置されていることから、撤去せずに維持管理を継続し、老朽化に合わせて順次改修することとする。

5 【公園・公衆トイレの改修計画】の概要

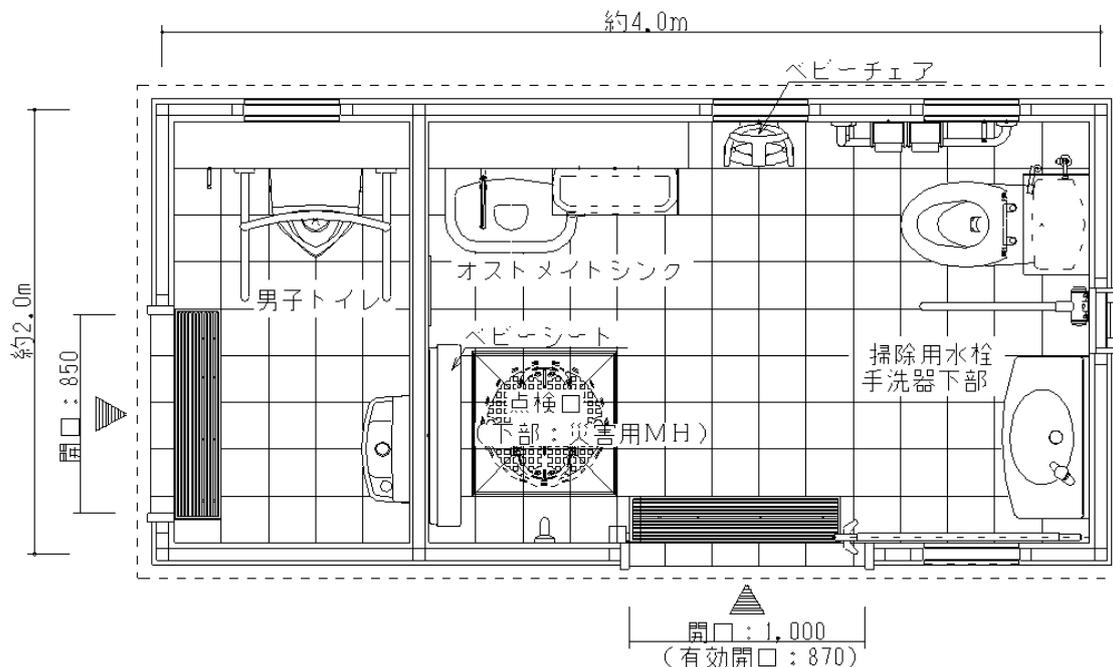
『公園・公衆トイレの適正配置計画』に基づき、改修が必要な公園・公衆トイレについては、次の方針に基づき改修を進めていくものとする。

方針 1：老朽化したトイレから順に改修を行う

方針 2：バリアフリー化率の地域格差に配慮して改修を行う

今後板橋区で整備を進める移動円滑化条例に適合した誰でもトイレの平面図（8㎡のもの）を図 1 に示す。トイレ利用者が多い等、現場条件によっては便房や器具の配置を変更して規模を拡大する必要がある場合もありうるが、図 1 の規模を最低限度のものとし、改修を進めることとする。

【図1 標準の誰でもトイレの平面図（参考）】



改修にあたっての方針に基づき、老朽度やバリアフリー化率の地域格差を検討して今後 10 年間で改修予定とするトイレを選定した。

計画のとおりトイレの改修を進めた場合の 10 年後の公園トイレのバリアフリー化率の推計値を表 1 に示す。

【表1 公園トイレのバリアフリー化率】

H27 年度までの改修率		H37 年度までの改修率	
23/220	10.5%	74/217	34.1%

国は、平成 23 年の移動等円滑化の促進に関する基本方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 3 条第 1 項による基本方針）にて、「便所の設置された都市公園の約 45%について、平成 32 年度までにバリアフリー化する」という目標値を示している。本計画では年 3 か所ずつのトイレの改修と、公園の大規模改修に併せたトイレの改修を進めるとしているが、基本方針の目標値により近づけるために、財政状況を鑑みつつも、積極的に既存のトイレの改修を進めるとともに、公園の新設や開発行為に伴う公園の帰属等の機会もとらえ、トイレの新設を進めていくものとする。